

# 第 22 編 用 排 水 機 場 編

## 第 1 章 用排水機場下部

### 第 1 節 適 用

農業農村整備事業における用排水機場下部工事(ポンプおよびその他付属設備の製作据付工事は除く)の施工にあたっては、第6編第6章排水機場の規定によるものとする。

### 第 2 節 適用すべき諸基準

請負者は、**設計図書**、下記の基準類および第1編から第3編に掲げる適用すべき諸基準によらなければならない。また、この諸基準は、最新版を適用するものとする。なお、基準類と**設計図書**に相違がある場合は、原則として**設計図書**の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認を求めなければならない。

農林水産省 土地改良事業計画設計基準 ポンプ場 (平成18年3月)  
日本道路協会 杭基礎設計便覧 (平成19年1月)